

八千代市学童保育事業委託及び放課後子ども教室運営管理業務委託に係る公募型 プロポーザル実施要領

1 目的

学童保育委託業務は、児童福祉法第6条の3第2項の規定による放課後児童健全育成事業（学童保育事業）であり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、適切な遊び及び生活の場を与えて、当該児童の健全な育成を図ることを目的として設置した学童保育所の運営を委託するものである。

また、放課後子ども教室運営管理業務は、放課後に小学校及び義務教育学校（以下「小学校」という。）の余裕教室、体育館、校庭等を活用して、子どもたちの安全・安心な居場所として、地域の文化・スポーツ団体等の協力を得て、様々な学習・体験活動や地域の方々との交流活動を実施することを目的として開催する放課後子ども教室の運営を委託するものである。

これら二つの業務は、連携した運営が求められる業務であることから、同一事業者に一体的な運営を委託する。

このことから、本業務においては、公募型プロポーザル方式において広く提案を募り、価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、企画力等を総合的に評価し、本市にとって最も優れている事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務名称

- ア 八千代市学童保育事業委託及び放課後子ども教室運営管理業務委託
（大和田・睦地区）
- イ 八千代市学童保育事業委託及び放課後子ども教室運営管理業務委託
（緑が丘地区）
- ウ 八千代市学童保育事業委託及び放課後子ども教室運営管理業務委託
（高津・村上地区）

(2) 業務内容

別紙「学童保育事業委託共通仕様書・特記仕様書」及び
「放課後子ども教室運営管理業務委託共通仕様書・特記仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和11年3月31日まで（3年間）

※ 契約日の翌日から令和8年3月31日までは準備期間とし、令和8年4月1日から
本業務を実施するものとする。

(4) 提案上限金額

業務に係る費用の上限は、それぞれの地区につき以下のとおりとする。

ア 大和田・睦地区

	学童保育事業委託（非課税）	放課後子ども教室運営管理 業務委託（税込）
令和8年度	206,103,000 円	18,401,000 円
令和9年度	209,493,000 円	18,349,000 円
令和10年度	214,164,000 円	18,585,000 円
計	629,760,000 円	55,335,000 円

イ 緑が丘地区

	学童保育事業委託（非課税）	放課後子ども教室運営管理 業務委託（税込）
令和8年度	262,443,000 円	30,958,000 円
令和9年度	262,737,000 円	30,890,000 円
令和10年度	266,501,000 円	31,504,000 円
計	791,681,000 円	93,352,000 円

ウ 高津・村上地区

	学童保育事業委託（非課税）	放課後子ども教室運営管理 業務委託（税込）
令和8年度	196,364,000 円	55,650,000 円
令和9年度	198,658,000 円	55,465,000 円
令和10年度	201,778,000 円	56,228,000 円
計	596,800,000 円	167,343,000 円

上記の金額は3年間分の委託料であり、契約期間中に支援単位の変更等が発生した場合は、別途変更契約を締結する。

3 参加資格要件

- (1) 本プロポーザルに参加することができる者は、参加申込時点で八千代市競争入札資格者名簿に登録されている者とする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、以下に該当する者はプロポーザル方式に参加することができない。

ア 八千代市競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては、八千代市競争入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けている者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

ウ 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は、当該建設工事の入札日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

オ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者（国土交通省の一般競争入札参加資格再審査の認定を受けていない者を含む。）

カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

キ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者

(3) 過去10年以内に地方公共団体の発注する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業者として事業の開始を届け出た上で当該事業を実施した実績がある者であること。

(4) 千葉県内に本店・支店・営業所等を有する者かつ八千代市又は近隣市(船橋市・習志野市・千葉市・佐倉市・印西市・白井市)に事務所等を設置できる者であること。

4 公告から契約締結までのスケジュール

手続き等名称	日程・締切	備考
実施要領等の公告	令和7年8月1日	
質問書の提出期限	令和7年8月8日	
質問書の回答予定日	令和7年8月18日	市HPに掲載
参加申込書提出期限	令和7年8月20日	
参加資格結果通知	令和7年8月22日	予定
企画提案書の提出期限	令和7年9月18日	
プレゼンテーション ヒアリング	令和7年10月3日	
結果通知書送付予定日	令和7年10月上旬	
受注予定者との協議	令和7年10月中旬	
契約締結	令和7年10月下旬	

※日程については、本市の都合により変更となる場合がある。

5 実施要領及び企画提案仕様書に対する質問

(1) 質問方法

質問書(様式1)に質問事項を記入の上、事務局(八千代市子ども部子育て支援課)宛に電子メールにて提出し、電子メール送信後、必ず事務局にて到着を確認すること。

なお、郵便、持参、口頭、電話等による質問及び評価等に影響を及ぼすおそれがある

質問(参加業者数, 参加業者名, 選定委員等)は受け付けない。

(2) 質問書受付期限

令和7年8月8日(金曜日)午後5時まで

(3) 回答方法

令和7年8月18日(月曜日)午後5時までに質問者名を記載しないで市ホームページにて回答する。個別対応は行わない。なお, 質問がなかった場合は, その旨を公表する。

(4) その他

ア 質問は各者1回限りとする。

イ 質問に対する再質問は, 原則として受け付けない。

6 参加申込書の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書 (様式2) 1部

イ 事業者概要 (様式3) 1部

(2) 提出場所及び提出方法

上記提出書類を, 事務局(八千代市子ども部子育て支援課)へ持参し, 又は郵送すること。

※ 郵送による提出は書留郵便又は配達証明郵便等の配達の記録を確認できる郵送方法に限る。郵送での提出の場合は, 必ず事務局に電話にて到着を確認すること。

(3) 提出期限

令和7年8月20日(水曜日)午後5時まで

(4) 書類作成上の留意事項

各様式の記載内容及び記載方法等については, 様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 参加申込に関する留意事項

ア 次のいずれかに該当した者は, その者を失格とする。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 実施要領等で示された提出場所, 提出方法, 提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(ウ) 参加資格審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

イ 参加申込書は, 地区ごとに提出する必要はありません。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果は, 参加申込書提出期限(令和7年8月20日)以降に, 書面で発送する。なお, 参加資格が認められなかったものに対しては, 理由等を付した通知書を発送する。

7 企画提案書等の提出

参加資格を認められた事業者は、下記提出書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(表紙) (様式4)
- イ 企画提案書(本文) (任意様式)
- ウ 提案見積書 (様式5)
- エ 提案見積書内訳明細書 (任意様式)
- オ プレゼンテーション出席者一覧 (様式6)

(2) 提出場所及び提出方法

上記提出書類を、事務局(八千代市子ども部子育て支援課)へ持参し、又は郵送すること。

※郵送による提出は書留郵便又は配達証明郵便等の配達の記録を確認できる郵送方法に限る。郵送での提出の場合は、必ず事務局に電話にて到着を確認すること。

(3) 提出期間及び期限

令和7年8月25日(月曜日)から同年9月18日(木曜日)午後5時まで

(4) 書類作成上の留意事項

- ア 用紙は、日本工業規格によるA4判を縦長に用い、10.5ポイント以上のフォントを用いる。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折り込むこと。
- イ 片面印刷、両面印刷のいずれも可とする。
- ウ 紙媒体で正本1部、副本1部(写し)及び電子データを格納した電子媒体(CD-ROM等)1部を提出すること。なお、正本は全ての書類をまとめて製本すること。副本は企画提案書を除きA4縦長ファイルに綴じたもの提出すること。
- エ 企画提案書については、別表「八千代市学童保育事業委託及び放課後子ども教室運営管理業務委託評価基準」の評価項目ごと(提案価格の項目は除く。)に作成すること。
- オ 企画提案書については、地区ごとに作成でなく全地区を対象として作成すること。
- カ 提案見積書には、本実施要領で定めた事項や提案内容を実施するために必要な全ての費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)を本業務の委託金額の上限額を超えない範囲で内訳ごとに内容・数量と合わせて記載するとともに、積算内訳書(任意様式)を添付すること。
- キ 提案見積書は地区希望の有無に関わらず3地区全て提出すること。また、学童保育事業委託と放課後子ども教室運営管理業務委託で提案見積書を分けて提出すること。
- ク 各様式の記載内容及び記載方法等については、様式に記載されている指示に従うこと。

(5) 提出書類に関する注意事項

- ア 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- イ 提出期限を過ぎた企画提案書等は受け付けない。ただし、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合は、遅延した時間分の提出期限を延長する。
- ウ 企画提案書等を受付した後の変更は原則として認めない。
- エ 次のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
 - (ア) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合
 - (イ) 提案上限金額を超えた見積書を提出した場合
 - (ウ) 実施要領等で示された、提出場所、提出方法、提出期限及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - (エ) 選定の結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(6) 参加者多数の場合の選定

参加者が多数あり、候補者の選定に著しい支障が生じると認められる場合は、企画提案書等について事前に評価し、当該業務の内容に適すると認める参加者を適当数選定する。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日及び場所

- ア 実施日:令和7年10月3日(金曜日)
- イ 場 所:八千代市役所

※ 開催時間及び場所等の詳細については、後日、参加者ごとに別途連絡する。

(2) 提案時間

45分(提案書説明20分以内、ヒアリング15分程度、準備・片付け10分以内)

(3) 出席者

3名以内とする。なお、今後本市との連絡・調整に際し、渉外担当となる者は参加のこと。また、参加者法人に属さない者の出席は認めない。

(4) プレゼンテーションに関する注意事項

- ア 企画提案書等に誤字脱字等がある場合には、審査時に説明すること。
- イ 提出した企画提案書等を基に項目順に説明すること。
- ウ 補足資料は必要最小限とし、当日事務局に8部提出すること。
- エ パソコンを使用する場合は参加者が用意すること。電源、プロジェクター及びスクリーンは市で貸与する。
- オ 機器を持ち込む場合には、準備及び片付けの時間が10分間であることに留意すること。
- カ 次のいずれかに該当した場合は、失格とする。
 - (ア) プレゼンテーションに理由なく遅刻、欠席した場合
 - (イ) 選定の公平性を害する行為があったと市が認める場合

(ウ) その他、選定委員会又は市が不適格と認めた場合

(5) その他

ア プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

イ プレゼンテーション及びヒアリングの内容は録音する。

9 選定

- (1) 八千代市学童保育事業委託業者選定委員会において、別表「学童保育事業委託及び放課後子ども教室運営管理業務委託評価基準」により総合的に判断し、参加者の中で最も優れた提案を行った者を最優秀提案者として受託候補者と決定し、3地区のうち2地区まで選択することができる。また、次に優れた提案を行った者を優秀提案者として次点受託候補者と決定し、最優秀提案者が希望しなかった地区を選択することができる。
- (2) 審査の結果、同点だった場合は選定委員会で協議し決定する。
- (3) 受託候補者が辞退した場合は、次点受託候補者が繰り上がり受託候補者となる。
- (4) 企画提案書等を提出した者が1者の場合でも適当でないと認められる場合は、受託候補者としなことがある。
- (5) 評価の合計点が満点の6割に満たない場合は、受託候補者としな。

10 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、企画提案書等を提出した参加者全てに、文書で通知する。
- (2) 審査結果に対しては、異議を申し立てることはできない。
- (3) 審査結果は、受託候補者以外の参加者名を伏せて市ホームページで公表する。

11 参加の辞退

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出すること。

12 詳細協議

受託候補者と当該業務について協議し、内容について合意の上、当該業務の仕様を確定させた後、再度見積書の徴収を行うこととする。

13 契約締結

仕様書は、あくまで基本的な内容をまとめたものであり、提案内容を適切に反映した内容とするため、委託者と受託者が協議の上、適宜変更するものとする。

詳細協議が合意に至った場合は、契約を締結する。なお、合意に至らなかった場合は、次点候補者と契約に向けて詳細協議を進める。

14 契約保証金

契約を締結したときは、直ちに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、八千代市財務規則(平成8年八千代市規則第15号)第146条第3項の規定に該当する場合は免除することができる。

15 その他留意事項等

- (1) 手続きにおいて使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- (2) 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、事業者の負担とする。
- (3) 提出された参加申込及び企画提案に係る書類は返還しない。
- (4) 一度提出された参加申込及び企画提案に係る書類の変更・差し替え・追加は認めない。
- (5) 提出された企画提案に係る書類の著作権は、それぞれの参加者に帰属するが、参加者が受託者となった場合、その使用权は本市に帰属するものとする。
- (6) 参加申込及び企画提案に係る書類は、「八千代市情報公開条例」に基づき公表することがある。

16 事務局

窓 口:八千代市子ども部子育て支援課(担当者:須田・渡邊)

住 所:〒276-8501 八千代市大和田新田312番地の5

電 話:047-483-1151(代表)

047-421-6751(直通)

電子メール:kosodate4@city.yachiyo.chiba.jp

ホームページ:<http://www.city.yachiyo.chiba.jp/81500/>

附則

(施行日)

- 1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。

(失効日)

- 2 この要領は、本プロポーザルに基づく契約を締結したとき、又は契約を締結しないことが明らかとなったときにその効力を失う。